

17. 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

- 健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十八条 附 則</p> <p>第十八条 療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、平成三十年三月三十一日までの間は、第二条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。</p> <p>第十九条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成三十年三月三十一日までの間は、第二条第三項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一・六 （略）</p>	<p>第十八条 附 則</p> <p>第十八条 療養病床を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第二条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。</p> <p>第十九条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成二十四年三月三十一日までの間は、第二条第三項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一・六 （略）</p>
<p>第二十条 療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成三十年三月三十一日までの間は、第二条第二项第三号及び第三十九条第二項第二号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。</p>	<p>第二十条 療養病床を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第三条第二項第三号及び第三十九条第二項第一号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。</p>
<p>第二十二条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成三十年三月三十一日までの間は、第五条第二項第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル以上」とする。</p>	<p>第二十二条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けるものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第五条第二項第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル以上」とする。</p>

